

高知県農業集落排水事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県農業集落排水事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、農村の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、市町村(以下「補助事業者」という。)が行う農業集落排水事業(以下「補助事業」という。)に要する経費(以下「補助事業費」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助額)

第3条 補助事業の種類及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業の採択基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該補助金に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度、別に定めるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(交付決定通知前工事着手等の承認)

第5条の2 補助事業者は、農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業)において、工程等の都合により補助金の交付決定前に着手しようとする場合は、事前に別記様式第1号の2による協議書を第4条第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

高知県農業集落排水事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県農業集落排水事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、農村の公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、市町村(以下「補助事業者」という。)が行う農業集落排水事業(以下「補助事業」という。)に要する経費(以下「補助事業費」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助額)

第3条 補助事業の種類及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業の採択基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該補助金に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が毎年度、別に定めるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(決定通知前工事の承認)

第5条の2 補助事業のうち、災害関連農村生活環境施設復旧事業(集落排水施設復旧工事)において決定通知前着工が必要な場合は、工事着手前に次の様式により知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 査定前着工のうち応急本工事については、別記第1号様式の2による。

(2) 事業採択後における補助金交付決定前着工については、別記第1号様式の3による。

新

2 補助事業者はのうち、災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）において交付決定通知前着工手が必要な場合は、工事着手前に次の様式による協議書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 査定前着工手のうち応急本工事については、別記第1号様式の~~2~~3による。
- (2) 事業採択後における補助金交付決定前着工手については、別記第1号様式の~~3~~4による。

~~2~~3 知事は、前項第1項及び第2項の規定による協議書の提出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと判断した場合は、次に掲げる様式により承認するものとする。

- (1) 第1項については、別紙第1号様式の5による。
- ~~(1)~~2 査定前着工のうち応急本工事第2項第1号については、別記第1号様式の~~4~~6による。
- ~~(2)~~3 事業採択後における補助金交付決定前着工第2項第2号については、別記第1号様式の~~5~~7による。

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の変更の申請）

第7条 補助事業者は、別表第5に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の中止又は廃止の承認）

第7条の2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならない。

（実施設計等）

第8条 補助事業者は、補助事業の実実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けた上でなければ工事の施工をしてはならない。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第5号様式による補助金実績報告書を当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金実績報告書には、別表第3に掲げる関係書類を添えなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明

旧

2 知事は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、その内容を審査し、やむを得ないと判断した場合は、次に掲げる様式により承認するものとする。

- (1) 査定前着工のうち応急本工事については、別記第1号様式の4による。
- (2) 事業採択後における補助金交付決定前着工については、別記第1号様式の5による。

（補助金の交付の決定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の変更の申請）

第7条 補助事業者は、別表第5に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の中止又は廃止の承認）

第7条の2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならない。

（実施設計等）

第8条 補助事業者は、補助事業の実実施設計及び変更設計について、当該設計書に別記第4号様式による実施設計審査表を添えて知事に提出し、審査を受けた上でなければ工事の施工をしてはならない。

（実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第5号様式による補助金実績報告書を当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金実績報告書には、別表第3に掲げる関係書類を添えなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による補助金実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

新

らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額を別記第6号様式による消費税仕入控除額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(年度終了時の実績報告)

- 第10条 規則第11条第1項後段の規定による年度終了実績報告については、別記第7号様式による年度終了実績報告書により補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 第11条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書及び別記第9号様式による概算払請求内訳書を知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において行うことができること。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とし、この後追加して概算払を受けようとするときは、補助事業者が、着手時の概算払の額とそれに対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払をする場合に行うものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、年度末において知事が必要があると認める場合は、年度内の遂行予定額を概算払することができること。この場合においては、この条各号列記以外の部分の規定にかかわらず、別記第8号様式の2による遂行状況報告及び概算払請求書及び別記第9号様式の2による事業遂行状況報告及び概算払請求内訳書を知事に提出しなければならないこと。
- (4) 概算払の請求をする場合は、支払を受けようとする日の属する月の前月の15日までに別記第10号様式による概算払請求予定表を提出しなければならないこと。
- (5) 請求金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (6) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。
- (7) 請求書の提出部数は、2部とすること。

- 2 概算払の額の算定方法については、知事が別に定める。

(繰越承認の申請)

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、補助事業の繰越しについて知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第11号様式による補助金繰越承認申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

旧

(年度終了時の実績報告)

- 第10条 規則第11条第1項後段の規定による年度終了実績報告については、別記第7号様式による年度終了実績報告書により補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに別表第3に掲げる関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

- 第11条 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書及び別記第9号様式による概算払請求内訳書を知事に提出しなければならない。この場合において、概算払の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 概算払は、補助事業の補助金決定額に当該事業の進捗率を乗じた額の範囲内(補助金交付決定額の90パーセントを限度とする。)において行うことができること。
- (2) 補助事業の着手時における概算払は、当該補助事業に要する経費のうち補助金の交付の決定額に40パーセントを乗じた金額の範囲内とし、この後追加して概算払を受けようとするときは、補助事業者が、着手時の概算払の額とそれに対応する補助事業者の負担額との合計額を超える支払をする場合に行うものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、年度末において知事が必要があると認める場合は、年度内の遂行予定額を概算払することができること。この場合においては、この条各号列記以外の部分の規定にかかわらず、別記第8号様式の2による遂行状況報告及び概算払請求書及び別記第9号様式の2による事業遂行状況報告及び概算払請求内訳書を知事に提出しなければならないこと。
- (4) 概算払の請求をする場合は、支払を受けようとする日の属する月の前月の15日までに別記第10号様式による概算払請求予定表を提出しなければならないこと。
- (5) 請求金額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (6) 請求に当たっては、的確に出来高を把握し、所要額を請求しなければならないこと。
- (7) 請求書の提出部数は、2部とすること。

- 2 概算払の額の算定方法については、知事が別に定める。

(繰越承認の申請)

- 第12条 補助事業者は、補助金の交付の決定のあった年度内に補助事業を完了しなければならない。ただし、補助事業の繰越しについて知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第11号様式による補助金繰越承認申請書に別表第3に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助条件)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

新

らない。

(補助条件)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

6 補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(書類の経由)

第14条 補助事業者は、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から適用する。

旧

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

5 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

6 補助事業者は、補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(書類の経由)

第14条 補助事業者は、知事に提出する書類は、全て所管の農業振興センター所長を経由して提出しなければならない。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年8月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から適用する。

新

附 則

この要綱は、平成17年8月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

旧

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

新

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	補助事業の種類	補助率
農業集落排水事業費補助金	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	<p>1 補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画(以下「最適整備構想」という。)の策定にあつては、定額(機能診断に係る交付額は、1処理区当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるときにあつては800万円）をそれぞれ上限とする）</p> <p style="text-align: center;">交付限度額=処理区数×100万円+200万円</p> <p>3 効果促進事業は、10分の5以</p>
	災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	<p>1 2の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害(以下「激甚災害」という。)に係る集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）が6,000万円以上又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10パーセント以上（激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5パーセント以上10パーセント未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生した全ての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10パーセント以上）である場合にあつては、補助事業費の10分の8以内</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率2の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>

旧

別表第1（第3条関係）

補助金の名称	補助事業の種類	補助率
農業集落排水事業費補助金	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	<p>1 補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画(以下「最適整備構想」という。)の策定にあつては、定額(機能診断に係る交付額は、1処理区当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付額は、一構想当たり次の式により算出された額（当該額が800万円を超えるときにあつては800万円）をそれぞれ上限とする）</p> <p style="text-align: center;">交付限度額=処理区数×100万円+200万円</p> <p>3 効果促進事業は、10分の5以</p>
	災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	<p>1 2の補助率が適用される場合以外の場合にあつては、補助事業費の10分の5以内</p> <p>2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害(以下「激甚災害」という。)に係る集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業費」という。）が6,000万円以上又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10パーセント以上（激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5パーセント以上10パーセント未満である場合にあつては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生した全ての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10パーセント以上）である場合にあつては、補助事業費の10分の8以内</p> <p>なお、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率2の適用については、同法第19条の規定の例による。</p>

新

別表第2（第3条関係）

補助事業の種類	採択基準
農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）
災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）

別表第3（第4条、第7条、第9条、第10条、第12条関係）

補助金交付申請及び変更承認申請に添付する書類及び様式	経費の配分及び事業計画の概要	別紙1
	収支予算書	別紙2
実績報告書に添付する書類及び様式	経費の配分及び事業計画の概要	別紙1
	補助事業しゅん工検査調書	別紙3
	直営調書	別紙4
	収支精算書	別紙5
	財産管理台帳	別紙6
	用地買収費及び補償費調書	別紙7
	残材料調書	別紙8
	購入機械器具検収調書	別紙9
年度終了実績報告書に添付する書類及び様式	事業遂行状況内訳書	別紙10及び別紙11
補助金繰越承認申請書に添付する書類及び様式	繰越計算書	別紙12
	繰越理由書	別紙13

旧

別表第2（第3条関係）

補助事業の種類	採択基準
農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）
災害関連農村生活環境施設復旧事業（集落排水施設復旧工事）	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知）

別表第3（第4条、第7条、第9条、第10条、第12条関係）

補助金交付申請及び変更承認申請に添付する書類及び様式	経費の配分及び事業計画の概要	別紙1
	収支予算書	別紙2
実績報告書に添付する書類及び様式	経費の配分及び事業計画の概要	別紙1
	補助事業しゅん工検査調書	別紙3
	直営調書	別紙4
	収支精算書	別紙5
	財産管理台帳	別紙6
	用地買収費及び補償費調書	別紙7
	残材料調書	別紙8
	購入機械器具検収調書	別紙9
年度終了実績報告書に添付する書類及び様式	事業遂行状況内訳書	別紙10及び別紙11
補助金繰越承認申請書に添付する書類及び様式	繰越計算書	別紙12
	繰越理由書	別紙13

別表第4（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第7条関係）

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業主体の変更
- 3 補助金の額の変更
- 4 地区相互間の補助金の額の流用
- 5 工事費から事務費への経費の額の流用
- 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- 7 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

別表第4（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第5（第7条関係）

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業主体の変更
- 3 補助金の額の変更
- 4 地区相互間の補助金の額の流用
- 5 工事費から事務費への経費の額の流用
- 6 工事費のうち工事雑費以外の経費から工事雑費への経費の額の流用
- 7 工種別の事業量の30パーセントを超える増減